

年 月 日

(公財) まちみらい千代田理事長 様

マンション名

所在 地

管 理 組 合

代表者氏名

(印)

マンション AED 設置申請（再申請）書兼誓約書

当管理組合は、マンション AED 設置要綱第5条に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、当管理組合は、要綱第3条に該当し、設置にあたってはマンション AED 設置要綱及びマンション AED 設置基準（裏面参照）を順守することを誓約します。

記

1 管理規約

別添写しのとおり

2 マンション防災計画等

*あてはまる項目にチェックしてください。

策定済み 未策定

*策定済みの場合は、マンション防災計画の写しを添付してください。

*未策定の場合は、下欄に署名捺印の上、1年以内に写しの提出をお願いします。

令和 年 月 日までに、マンション防災計画を策定します。

また、策定にあたり、公益財団法人まちみらい千代田で行っている防災アドバイザー派遣制度を活用します。

代表者氏名

(印)

3 マンションの居住形態

住宅戸数 ___ 戸 (全戸数 ___ 戸)

4 AED の配達先及び担当者（連絡の取れる方）

マンション名

住 所 〒

担当者名

担当者住所 〒

電話番号

E-mail

マンション AED 設置基準

(マンション防災計画の策定)

管理組合は、申請時においてマンション防災計画を策定していることとし、策定していない場合は、申請後1年以内に策定し、写しを提出すること。

(設置場所)

管理組合は、まちみらい千代田、又はまちみらい千代田からAEDの設置を委託された者（以下「AED設置者」という。）にAEDの設置場所を提供し、当該AEDをマンション居住者以外の者も使用できるよう外からも見え易く、かつ、いつでも使える場所に設置すること。

また、当該マンションにAEDが設置されていることを入り口付近に表示、かつ、案内標識などによりAEDの存在場所を明示すること。

(連絡先の提供)

管理組合は、AED設置者に、AEDの配送先及び担当者の情報を提供することを承諾すること。

(維持管理)

管理組合は、設置期間中「マンションAED設置要綱」を順守すること。

当該AEDの故障・事故等に係る修理・交換費用等については、老朽化や不可抗力に起因するものは、AED設置者が負担し、設置したマンションの管理組合に過失がある場合は、管理組合の負担とする。

(使用方法)

管理組合は、AED付近に心配停止傷病者が発生した場合の処置方法を提示し、マンション居住者に対し設置場所の周知等を徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を実施すること。

(禁止事項)

管理組合は、当該AEDをマンションに設置して使用するものとし、それ以外の場所に設置することを禁止する。

(報告)

管理組合は、代表者及び申請内容に変更が生じた場合は、速やかにまちみらい千代田に報告すること。

(AEDの撤去)

管理組合は、設置期間満了時にAED設置者が当該AEDを撤去する際、必要な協力をを行う。

【問い合わせ・申請先】

公益財団法人まちみらい千代田

住宅まちづくりグループ

Tel 03-3233-3223

Fax 03-3233-7557